

第九章 天災と一揆

徳川幕府の下に天下は治まり、戦乱は絶え、いかにも天下太平であるかのように見えるが天変地異ともいふべき天災がしばしば襲つて国民を苦しめている。今日でいう冷害、干害によつて農作物ができず、いわゆる飢饉が相次いで起つたのである。讃岐では享保・元文・寛保・寛延・宝暦・天明・天保に起つた飢饉が大きな被害をもたらした。その中でも被害の最も大きかったのは享保の飢饉と思われる。これは九州・中国・四国を襲つたもので十七・十八年（一七二二―三）で餓死した者が十七万人もいたという。「讃岐大日記」に当時の被害状況を詳細に書いているが、享保十年（一七二五）から十九年（一七三四）までの十年間に、米の収穫時に海水が侵入、麦の手入れ時期（三月）大雪・四月に干害などがあり、十八年には疫病が流行して死者多数を出した。天災によつて食物不足、栄養失調、気候不順などから流行性の病気が起こると多くの人は抵抗力を失つてゐるため急速に伝染する。

正徳五年（一七一五）八月から各疫病流行し死者数千

享保八年（一七二三）春、痘瘡流行死者数千

享保十八年（一七三三）流行病死者数千

享保十九年（一七三四）夏、疫病発生多数死す

安永二年（一七七四）春、夏大疫病発生し人多く死す

安政五年（一八五八）九月、コレラ流行

文久二年（一八六二）麻疹大流行し死者多し

丸亀藩では享保十年（一七二五）ごろから次第に餓死者を出し、藩では藩庫を開いて米麦を給与した。民衆は困窮のあまり盗賊となつて各所をうろついていた。高矩は藩内に次のような命令を出して盗賊逮捕を命じた。

一、此の間在方盗賊徘徊之風聞有之候村々に夜番を置村中夜回り可仕候 尤庄屋役人打回り之者共油断無之様可申付候 尤うさんな者見付候はば遂吟味、弥紛敷者に候はば、大庄屋共迄召連可出候 並火本（元？）念を入可申付事。

村々に而○○○○等申付昼夜共村端社辻堂森林口至る迄気をつけ随分盗人捕候様に可申付事。

一、兼而申付候得共猶又、此節昼夜共行衛不知者立宿は勿論之事暫休足（息？）致させ間敷候、常々油断不仕様に心を付うさん成者見請候はば押置き早速此所之役人之届出可申事。

一、鉄砲は兼て御法度之義に候間不改者鉄砲持通り候はば捕置訴出可申候事。

一、他領堺之村々茶屋有之之所にては随分念入役人氣を付け可申候。御城下近方土居村渡場、中府三軒屋並仁尾観音寺別而無油断可申付候 殊に常時祭礼有之所々万端例年より念を入可申付候事。

とあり、享保十六年（一七三二）のある人の覚に「四、五か年も凶年打続申候而在方迷惑仕候に付諸商人籠留被為仰付候云々」とあるのから考えると、商業も停止の状態であつたということが出来る。翌十七年にはいなしが発生したため、

「当年稲作虫蝕御領分困窮及難儀候由に付諸勸進停止可申付候間村々未々迄堅可被申付候云々」。と、寺社の勸進つまり寄付を禁止している。

詫間では飢饉の程度は資料がないのでわからないが、五郷（大野原町）で夫喰ぶじきを受けたものの数がわかつてい
る。残存の書類から推測すると総人口七二二人の内六五九人が夫喰を受けているから、約九割以上が餓死直前で
あった。当時の夫喰は男一人一日麦一合五勺（二二五g）女と十四歳以下の者は一合（一五〇g）であった。こ
の惨状は記録の残っている五郷だけでなく、残っていない全讃岐に及んでいたとみてよい。藩の方でも在庫が僅
少になり、給食することができなくなり、遂に夫喰願出を禁示した。それでもなおやまないので次のような通達
を出した。

夫喰願出人は今後

一、藁わらにて結髪むすの事

一、宮寺参詣まげ諸見物等の場へ出申間敷事

一、はだしにて歩行致すべき事

およそ人間として最低の生活であった。こうした中に窮民救済に尽力した者もいた。天保十三年（一八四二）
の「地志御書上帳積浦」に篤志家の名が出ている。

享保十八癸丑きちゆう九月

一、杉原 式束しきづつ 積浦 安養寺 十輪寺

一、半紙一束半切百枚づつ

徳兵衛 七兵衛 与惣治 吉兵衛 孫兵衛 六兵衛 治郎兵衛 嘉左衛門 十左衛

一、半切百枚づつ

与吉郎 助吉郎 喜兵衛 清四郎 金次郎 三十郎 権吉 弥次兵衛 孫四良 善兵衛 与兵衛 善太郎

甚十郎 弥平 市左衛門 利左衛門 平兵衛

右は旧冬以来当春に至飢人御座候处在町之者且寺方加情寸志出懐之儀御座候に付江戸表へも可被レ為レ「仰遣」此
節御料理等可被レ下処遠方面々茂有之其上大勢之儀御手配茂可被レ為レ「不都合」依而御手すき杉原並半切紙乍レ少分
可被段岡七郎兵衛様御剪紙を以被レ為レ「下置」冥加至極難有御請奉次戴候旨旧記相見申候々々

とある。杉原・半紙・半切はみな紙の名称である。

荘内組は運輸、水産の利を占めていたので凶年でもそれ程困らなかつたのである。これは荘内組の積浦の寄付
であるが、何をどれ程したかは不明であるが、藩では余程うれしかったとみえほうびに紙を与えた。この凶年に
際して農山村ではくぬぎの実（どんぐり）、ささの実、雑草の根を食べ、また松皮もち、わらもちが作られて一
般に用いられ露命をつないだのである。

この享保の大飢饉も百姓一揆は起こらず、やがて作物は収穫でき平穏な歳月が流れたが、寛延年間にまた大きな
飢饉が襲つて来た。

寛延元年（一七四八）六月大風雨、七月大ひでり、九月二日大風洪水、九月十六日 大風雨洪水

寛延二年（一七四九）四月地震、六月七日大洪水、牛疫流行

こうした自然の災害の連続で生活苦にあえいでいる社会状況にもかかわらず、丸亀・多度津両藩の藩吏、大庄

屋・庄屋の中には私利をむさぼる者が多く、百姓の苦勞を顧みず、租税を累年重課した。それらの罪状を「西讃騒動記」には次のように述べている。

「奸藩吏、大庄屋等は無法なる税を課するの他、諸費、諸掛り等年を追って増加しぬ。たとえば畳・建具・水車・牛・馬、唐箕・万石、味噌・醤油・油・酢などの日用品に至るまで重き税を課し徴収す……………中略……………未納者あれば村の庄屋に呼び出されて厳しき責を受け、郷倉のうちに呻吟するものいと多かりき云々」

また「御領分百姓大騒動の事」にもその間の事情をよく知ることができる。「下役賄賂にふけり、へつらい、権威に募り、百姓を見ること宛も塵芥の如し。頭を土に付けさせ草履のちりをかけても猶飽き足らぬ風情にて私慾甚だ深し。行跡言語に絶へたり。……………中略……………冬の初より在々の百姓役所へ訴えると雖も敢て上聞に達せず云々」

以上のような窮状を丸亀藩主へ訴えようと十二か条の願文を出した。多度津藩主へは多度郡十四か村から七か条の願文を出している。松崎村からは

松崎村願文

- 一、近年不作仕り難儀仕り候 夫喰仰付けられ候様願上奉候
- 一、御未進米入銀年賦仰付けさせられ候はば有難く存じ奉候

午 正月

松崎惣百姓

以上

の二か条だけで、一は夫喰をして下さい。二は未納年貢は年賦払いにして下さると有難いと他の願文に比較し

て弱い表現であり、また庄屋の不正などはあげていない。さて一揆は願文がかなえられないと見て大西権兵衛を中心に起こしたものであるが本町では丸亀領の詫間村、荘内組には参加したものはなく、多度津領の松崎村が参加している。

寛延二年十月二十四日歎願のため、丸亀に住居している多度津藩主を訪ね、代官に訴え、鎮撫された。しかし言葉だけの鎮撫に不満を持っていたおりから、寛延三年正月十五日、大西権兵衛の拳に呼応して多度郡三井組の百姓一万余人、雨霧山にたてこもり、藩に対し願いの筋あつて、大庄屋須藤猪兵衛宅を打ちこわすと騒ぎ出した。藩は猪兵衛に閉門を命じた。一月十六日、大見村の小畑方右衛門、神田庄屋近藤六右衛門、上の村大庄屋宇野与平が百姓を説得したが承知せず、雨霧山で三井組と大見の百姓が合流一万余人が三井大庄屋の屋敷をうちこわし、大かがり火をたいた。十七日、多度津藩から御用人ら二、三百騎が山階村へかけつけ、百姓からの願文をうけとり、要望を入れることを約束した。そこで百姓たちは、ようやく村々へ帰った。十八日、多度郡十四か村の百姓は夫喰歎願のため葛原に集合したが御用人から書付を取り帰宅、松崎村百姓も同じように十九日丸亀藩庁（多度津藩主は丸亀に居住していた）へ願出て百姓は大体引上げの形となった。

松崎村が一揆の結果目的を貫徹したもの

未進米借銀利下げ

貫徹し得なかつたもの

夫喰支給

未進米借銀年賦

右のような結果になったが、松崎の百姓は処罰される者もなく、三項目の中一項目を貫徹することができた。この結果からみて、百姓の要望である代官、庄屋の暴状を圧えることができたとみてよい。一揆の張本人大西権兵衛は、はりつけ(磔)の刑になり、七月二十八日金蔵寺川原で露と消えた。時に権兵衛四十八歳、辞世の歌に
此世をば沫と見てこし我心

民に代りて今日ぞうれしき

とあって、今に讃岐の佐倉宗五郎として尊敬されている。同じく妻と四人の子ども(末子は五歳)も連座して死罪となり、その他の主謀者も重刑にかけ多く殺された。この騒動に際しても庄内は全く無関係で、他の村々の百姓が行動を共にしないのを憤って善通寺から大浜庄屋に訴えるところがあると押しかけようとさえしたが、果たさなかつたのは幸運であつた。丸亀藩主はその美拳を賞して大浜庄屋辻佐右衛門と庄内百姓に対し次のような沙汰があつた。

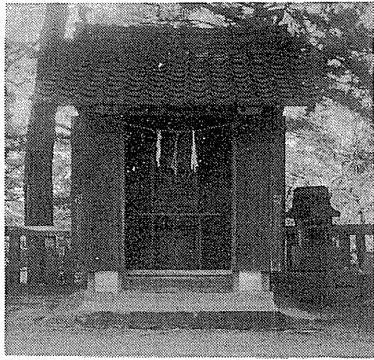
一

大浜 辻佐右衛門

当春百姓共騒動之節支配下組合舟等徒党に与不^く為^ら仕段神妙之仕方平生治方も宜敷有^ら之候様依^ら之此度格別に庄内七浦大庄屋申付候

庄内中 百姓共

右佐右衛門指図に随ひ徒党に与不^く仕段奇特之至依^ら之為^ら褒美 庄内七浦申夏成免十五歩通り此已後用捨申付



雪洞宗光神社

候

八月二日

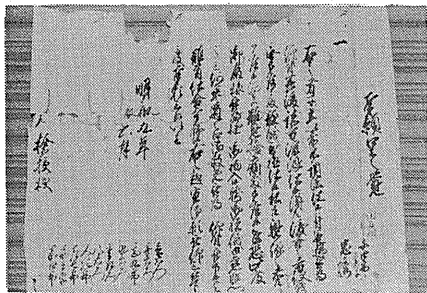
佐々九郎兵衛

夏成りは麦年貢で、免十五歩は一割五分減税することである。さて災害は忘れたころに来るといわれるが、江戸時代の天災は忘れたころどころか二、三年目に必ずといってよいほど襲ってくる。ことに讃岐は水不足に悩まされ「讃岐日照りに米買うな」のようなことばまでできている。ところで享保・寛延の大飢饉は前述の通りであるが、幸に詫間に大きな犠牲者

も出ずに済んだ。しかし天明の大飢饉はのがれることができなかった。

天明二年(一七八二)五月強風で麦はみのる前にほとんど倒れて収穫は反当二斗(二〇kg)にも足りなかった。田植はどうかできたがこの夏百日以上の干天続きで稲はすべて枯死した。この年は節季が越せるとか越せないとかいう生やさしいものではなく、死の危機にさらされていたのである。そのため農民は食べる物にこと欠いて年貢を納めることは不可能であつた。

詫間村神田の五人組の頭忠蔵は組内の者が公課を納められない状態にあるにもかかわらず、制度上完納しなければならぬので、意を決して庄屋小林氏に、



覚上口願奉

公粗は平年でも、各人の負担能力に応ぜられたい、また、役人が農民からしぼった公課物を私する悪習を改めるよう、かつ、本年は不作であるので免租せられるようお願いした。庄屋は藩庁へその願いを伝達したところ、お上へ逆うものとして忠蔵は天明三年三月捕えられて下獄したのである。

この時捕吏が丸亀へ護送する忠蔵の姿は悲惨を極めていた。忠蔵は筒袖の着物に底に穴をあけた茶わん五個を通して縄の帯をして、尻をからげ、頭髮は、ばらばらでわずかにわらでたばね、首をたれ、力なく歩きたびに、茶わんが腰ですれ無気味な音を八幡山の裏に残しながら牛追いのような捕吏のしかり声に追いたてられて静かに歩んでいった。彼の妻は先年死亡していたが長女おかね十六歳と二女とよ十二歳の二人は涙をためて、父親の後姿を見送った。この情景を目のあたりに見た近所の人々は身を切られる思いで声をあげて泣いたという。忠蔵は獄中厳然とした態度で取調べに答え、うしろ暗い役人は苛酷な責め苦を与えたが、真実を述べるだけであった。その結果彼は塩屋で斬罪に処せられ、天明四年十二月二十五日 首を詫間村の城山の下にさらされたのであった。忠蔵の死によって藩政改革が行われたということである。忠蔵の死は近隣の村々にまで伝わり、多くの人に惜しまれ、その後、たれがしたともなく浪打八幡神社境内に小祠^しが建てられ、忠蔵の霊が祭られたのである。現在八幡神社拝殿北側に雪洞宗光神社があるのがそれである。忠蔵の子どもは女であったので連座をまぬがれた。写真^しは忠蔵の死後、お取上げになっている土地を遺児たちに返還されるよう歎願した書付けである。

注 江戸時代の刑罰は本人だけでなく家族も連座して罪に服させることが多かった。たとえば前述のように大西権兵衛の五歳の末子も父の罪を負って死罪になっている。ところが同じ子でも女の場合は許されるのである。男尊女卑の時代では尊ばれる代りに

罪もきびしかつたのである。安藤忠蔵の子どもは女であるので死を免れたが、田畑を没収されて生活に困り、親類の者がその返済を願った文が写真である。あて名は検校様とあつて、殿様とも郡奉行様とも書いていない。当時は直接藩主に願うことは厳禁せられ、また役所への願いはしかられて取り上げにならなかつた。そこで寺の任職に事情を打ちあげ、任職から藩主や重役と話をする機会の多い僧を通じて願い出るいわば裏口工作の方が効果があつた。こういうように情に訴え、僧に依頼することを「仏のそでにすがる」といった。こうした不幸な人々を救済することが僧の任務でもあつた。